

岩手県中小企業家同友会 新型コロナウイルス関連情報・施策等について【第13報】

◎昨日お流しした緊急対応について内容の詳細が発表になりました◎
連日の情報発信で失礼しますが、重要な内容ですのでお許しください。
これまでの内容とあわせて、制度のフル活用についてご案内します。(事務局菊田)

世界に視点を広げると、いまだ収束が見えない、拡大傾向です。スペイン、アメリカなど、一つの国でも一日で700人もの方々が亡くなるほどです。同じとはならないまでも、間違いなく影響は長く続きます。2月下旬にも同様の情報を発信しましたが、「幅の大小はあれど、少なくとも一年以上影響が続く可能性がある」と見て、資金も人も万全の準備をする必要があると考えます。千思万考が重要な時期です。(各企業環境によって対応は違いますので、あくまでもご参考です。)

【融資に関して】大きく分けて3つの借り入れの枠組みをフル活用
★可能なら外出自粛が数ヶ月続いても(一年でも)安心な財政に★

①商工会・商工会議所に6か月以上所属されている方

「マル経融資」融資限度額・これまでと別枠1000万円

(コロナ対策)最近1か月の売上高が前年、前々年比較▲5%
金利0.31%(4/1現在)3年間

※商工会・会議所の指導員に直接相談

+

②政策金融公庫・商工中金(商工中金は4月中旬適用開始)

(コロナ特別貸付)最近1か月の売上高が前年、前々年比較▲5%
金利0.46%(4/1現在)当初3年間

据置5年以内・【別枠】中小3億円・国民6000万円

(セーフティーネット)「今後の影響見込まれる」含/金利・中小1.11% 国民1.91%

上記等に利子補給の可能性あり、既往債務も適用の可能性もあり

(【まだ】補正予算の成立が前提)

+

③民間金融機関(無利子は補正予算が通ってから)

(セーフティーネット4号・5号) 売上減少4号▲20%・5号▲5%

実質無利子・無担保融資(信用保証付き融資)

融資上限3000万円 個人▲5%、中小▲15%で保証料・金利ゼロ

据置期間5年以内、金利のゼロは3年まで。4年以降は制度融資金利

※少なくとも上記3回は挑戦可能ということになります。

緊急時ですので、少々私見をお許しいただき下記ご案内します。

- ①は、マル経を使っている方も別枠ですので、難しいとは思っても、指導員の方にご相談をしてみることがまず第1番目と思います。(実行まで一ヶ月前後)
- ②政策金融公庫での申し込みは、日常のお付き合いによって判断が左右されるケースがすでに出ていますが、国から別枠の融資限度額が出ていることを踏まえ、印象が悪くとも、あきらめず相談を続けることが大事です。
現場判断で、コロナ関連融資を断られたケースも既にありますが、その後対応が変わってきているケースもあります。(商工中金も同制度利用範囲です)
- ③民間の金融機関でプロパー融資を受けているところは、①や②の借り入れを相談していることを踏まえて(知らせた上で)、申し込むことが大切です。
補正予算が通っていないため、まだ無利子融資枠は使えませんが、3000万円の枠上限が明確に出ていることから、これまでの借入も含め範囲内の相談が原則と予見されます。3期分の決算資料等を持参し、事前協議を始めておくことで決定後、即融資が実行される可能性があります。(早め早めの相談を)

※既往債務の借換 金利引き下げ、無利子の制度が出ていますがまだ補正予算が通っていないので、受付はこのあとです。

【雇用に関して】 雇調金の特例措置が拡大！**今後更に拡大予定**
売上が1か月▲5%であれば(コロナ影響)、ほぼ全適用です。

注意点は、解雇なしで9割給付ですが、上限が8330円(不足は前提)ただし日数が大幅に拡大1年100日+4/1~6/30は別つまり4/1からなら190日(今後も延長の可能性あり)に拡大更に職場内での教育訓練が認められていますので、大いに活用し雇用を守り、次の飛躍への準備をすることができます。

【他にもこんな手やあんな手が】(還付・減免・猶予)

★欠損金の繰り戻し還付★

前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けられます。(結構大きい額になります)

★固定資産税等の軽減★(「軽減」が味噌です)

2020年2月~10月までの任意の3か月の売上前年減少率

30%以上50%未満 減免率1/2

50%以上全額 ※ただし、補正予算成立が前提

★国税や社会保険料の猶予★(でもこれはあくまでも「猶予」)

あらゆるメニューが出てきました。フル活用し、ピンチを飛躍のチャンスに！支援は向こうからはやってきません。ご自身で情報をつかみ、頭脳と脚力を駆使して使える手段はすべて使い切りましょう。遠慮せず、スタートは早く！
「一社もつぶさない。つぶさせない。必ず企業も社員も守れます。」
私たち企業家が連帯の力で社員を守り、地域を支えて参りましょう！

【お問い合わせ】 岩手県小企業家同友会事務局 e-mail info@iwate.doyu.jp
TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644

岩手県中小企業家同友会 新型コロナウイルス関連情報・施策等について【第12報】

◎本日政府から首都圏など7都府県を対象とした緊急事態宣言が出されました◎
同時に第3弾の緊急経済対策が出されました。中小企業関連のものに絞って、そのポイントをご紹介します。
※先ほど直接首相から発表された内容をまとめたものですので、あくまでも速報としてご承知おきください。(正確な内容は今後発表の内容をご確認ください)

【中小企業持続化給付金】

事業収入半減で200万円、個人事業主は100万円の給付金

今年年末までのいずれかの月収が、前年から半分以上減っていることが条件。電子申請を予定。減収分を補填、資金の用途は問われない、業種は問わない。5月中支払開始予定。(救済が目的ですので、条件はかなり厳しくなっています)

【民間金融機関での実質無利子融資開始】

民間金融機関を通じ、政府系と同一の無担保、最大5年間の元本返済据え置き、3000万円までの実質無利子融資

直近1カ月の売り上げが20%以上減少した中小企業などを対象に、民間金融機関を通じて3000万円までの無利子融資。融資期間は3年間、従業員5人以下などの小規模企業は15%、個人事業主は5%以上減れば対象予定

【日本公庫等における実質無利子・無担保の融資制度拡充】

既往債務についても、この無利子貸付への借換えを認め、貸付条件を大幅改善予定 (ただし現状は条件緩和には、丁寧な交渉と資料提出が必要)

【固定資産税減免など税制支援、社会保険料の支払い猶予】

法人税や消費税などほぼ全ての税金と、年金や健康保険等の社会保険料支払い猶予

2月以降の収入が、一カ月間に前年から2割以上減少していることが条件
通常は必要な延滞税の支払いや担保の提供も免除。
売上高が急減した企業には、固定資産税と都市計画税を全額免除。

主に上記について発表されました。

しかしながら現場(窓口)では、対応が様々です。これまでも対応や判断が担当者によって分かれるケースが出ています。これはよくあることです。

何よりもまず「**正確な情報をつかむこと**」そして「**あきらめず、どうすれば適用になるか**」聞くこと。また国が出した制度なのに「**どうして使えないのか理由を聞くこと**」で、対応が180度変わることがあります。

是非ご念頭におかれてください。(困ったら事務局までご連絡ください)

15週連続・岩手同友会のWEB例会がいよいよスタートします！！

「危機を乗り越え、展望を描くためのミニ歴史 & 経営実践シリーズ」第1弾
～同友会運動60年の歴史に学ぶ危機対応・15週連続講座【岩手版】
【毎週月曜日14時00分～15時30分 Zoomでの配信予定】再あり

◆目的 ①目の前の状況の変化に頭も行動も傾いている状況下、あらためて様々な危機を乗り越えてきた経営実践に触れ、同友会の60年の運動の歩み、歴史に向き合い学ぶことで、コロナ収束後の中小企業のあり方、地域のあり方、自社の経営の展望を考える。

②「このような環境下、今だからこそ、じっくりと学べるチャンス」と捉え、新しい歴史をつくる礎(いしずえ)を築くために、先達や先駆者から歴史と実践を学ぶ。一步踏み出す刺激に。

◆テキスト:労使見解、中同協50年史、中小企業の経営課題ほか(手元になくても大丈夫です！)

◆タイムスケジュール 14時00分～14時15分 ミニ歴史講座(同友会の歴史に学ぶ)
14時15分～15時30分 経営実践報告

◆日程 ①4月20日(月)(ミニ歴史)労使見解①「経営者の責任」共に育つ同友会の教育理念」
実践報告 水戸谷完爾氏・櫻井澄男氏・村松幸雄氏(相談役3人鼎談)

変更の
場合も
あります
再放映
も予定
して
います。

②4月27日(月)(ミニ歴史)労使見解②「対等な労使関係」

実践報告 (株)トータル・リユース 代表取締役 伊瀬幸郎氏

③5月 4日(月)(ミニ歴史)労使見解③「労使関係における問題の処理について」

実践報告 東日本機電開発(株)代表取締役 水戸谷剛氏

④5月11日(月)(ミニ歴史)労使見解④「賃金と労使関係について」

実践報告(有)いわてにつかコミュニティ企画 代表取締役 吉田ひさ子氏

⑤5月18日(月)(ミニ歴史)労使見解⑤「労使における新しい問題」

実践報告 (株)八木澤商店 代表取締役 河野通洋氏

⑥5月27日(月)(ミニ歴史)労使見解⑥「労使関係の新しい次元への発展」

実践報告 (株)東北ウエノ 代表取締役 鈴木雅彦氏

⑦6月 1日(月)(ミニ歴史)労使見解⑦「中小企業における労働運動へのわれわれの期待」

実践報告 信幸プロテック(株)代表取締役 村松幸雄氏

⑧6月 8日(月)(ミニ歴史)労使見解⑧「中小企業の労使双方にとっての共通課題」

実践報告 「中小企業憲章と地域の未来」水戸谷完爾氏

⑨6月15日(月)実践報告「危機にこそ発揮する地域のインフラとしての中小企業」

(株)高田自動車学校 取締役会長 田村 満氏

⑩6月22日(月)(ミニ歴史)共同求人「人間的出会いとしての共同求人」

実践報告 (株)アート不動産 代表取締役 櫻井大介氏ほか副委員長予定

⑪6月29日(月)(ミニ歴史)社員教育「中小企業における社員教育～人間として生きる」

実践報告 (株)エムデイワン代表取締役 下村善勝氏

(有)小川原自動車钣金 代表取締役 小川原一成氏

(株)幸呼来Japan 代表取締役 石頭悦氏(鼎談)

⑫7月 6日(月)(ミニ歴史)「エネルギーシフト(ヴェンデ)岩手の挑戦」

実践報告 (株)平金商店 代表取締役 平野佳則氏

⑬7月13日(月)(ミニ歴史)新しい仕事づくり「経営指針の実践と10年ビジョン」

実践報告 (株)馬場園芸 代表取締役 馬場 淳氏

⑭7月20日(月)(ミニ歴史)岩手同友会の組織増強・仲間づくり

実践報告 (有)くらし建築工房 代表取締役 中村喜一氏

⑮7月27日(月)(ミニ歴史)「同友会運動を支える役員と事務局のあり方」

実践報告 代表理事、事務局員全員での報告パネル予定

「一社もつぶさない。つぶさせない。必ず企業も社員も守れます。」
私たち企業家が連帯の力で社員を守り、地域を支えて参りましょう！

【お問い合わせ】 岩手県小企業家同友会事務局 e-mail info@iwate.doyu.jp
TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644

岩手県中小企業家同友会 新型コロナウイルス関連情報・施策等について【第11報】

★4月1日から緊急対応が拡充されています★

中小企業関連のものに絞って、そのポイントをご案内します。

(再掲のものもありますが、あらためて確認のため掲載します)

◆【雇用の維持について】雇用調整助成金の特例措置が拡大になっています。

- [主な変更点]
- ・生産指標が1か月 5%以上減少
 - ・助成率が最大 90%まで引き上げ
 - ・支給限度日数1年100日+対象期間(4/1~6/30)

今後社員に罹患者がした場合、休業しなければならない事態になる可能性もゼロではありません。以下の制度が企業、社員を守ることができることを、是非ご念頭におかれてください。

新型コロナウイルス感染症特例措置		
特例以外の場合の 雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日~5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日~6月30日まで)
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間

※入社6か月以内の方も対象です。(新入社員も対象です)

◆【資金繰り対策】3月24日開催の緊急例会でも、政策金融公庫の事業統括の方が、「まずは相談を」とお話されていました。低利融資は今後民間金融機関にも拡充されていく予定です。お取引条件によってはお電話での受付をいただいている方も出てきています。(詳細は事務局までお気軽に)

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資	金利▲0.9引下げ	金利引下げなし
<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付 危機対応融資 金利当初3年▲0.9%引下げ</p> <p>【対象要件】 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応</p>	<p>また、小規模事業者※であれば、マル経融資を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。 ※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件</p>	<p>セーフティネット貸付 基準金利</p> <p>【対象要件】 売上高等の要件はなし</p>
+		
<p>特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給</p> <p>【対象要件】 個人事業主(小規模)：要件なし 小規模(法人)：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減</p>		

◆中小企業庁[中小企業向け補助金・支援サイト] **ミラサポPLUS** へのメールご登録をお勧めします!
(4/1 ホームページがリニューアルしました。最新情報が掲載されています)

【岩手同友会・行事情報(速報)】 **開催が決定しました!!**
今こそ「同友会運動60年の歴史に学ぶ危機対応」15週連続講座(毎週金曜日)
自ら考え、判断、決断するために~4月17日(金)14時00分スタート予定
◆会場(同友会を主に各地での開催を予定)◆webでのオンライン中継も併催
◆タイムスケジュール(第1回・最終回のみ14時~16時・鼎談)
14時00分~14時15分 同友会運動の歴史に学ぶ
14時15分~15時15分 経営実践報告
15時15分~15時30分 質問への回答
※同友会会場のみ 15時30分~16時30分まで意見交換会(任意)

「一社もつぶさない。つぶさせない。必ず企業も社員も守れます。」
私たち企業家が連帯の力で社員を守り、地域を支えて参りましょう!

【お問い合わせ】 岩手県小企業家同友会事務局
TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644
e-mail info@iwate.doyu.jp

岩手県中小企業家同友会 新型コロナウイルス関連情報・施策等について【第10報】

皆さまにおかれましては長期に及ぶ対応、また直接の影響にご心労いかばかりかと、お察し申し上げます。心よりお見舞い申し上げます。

第10報では、3点についてお知らせさせていただきます。

- ①今後の行事について（理事会から会員の皆さまへのお願い）
- ②政策金融公庫、労働局からのメッセージ（緊急特別例会、施策説明会より）
- ③緊急特別例会でのミニ報告の要旨（抜粋）

さて岩手同友会では、3月24日（火曜日）に定例理事会を開催しました。その後関係する専門委員会と4月以降の会場などの調整をし、今後のおおよその進め方が見えて参りましたので、お知らせいたします。

なお、本日現在も日々刻々と状況が変わっていることから、今後更なる変更があることも、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

①今後の行事について(理事会から会員の皆さまへのお願い)

4月27日の開催を予定しておりました第30回定時総会については延期させていただきます。現時点では5月に延期開催予定ですが、今後の状況により文書回覧でのご承認をいただく可能性もございますこと、ご承知おきください。12月1月の理事会での経済環境分析等を経て、2月理事会にはそれぞれ各支部地区、業界の課題分析を進め、今月が次年度議案の最終検討という予定でした。ところがこうした環境下となり、先行きが全く予見できない情勢ですので「**企業と雇用を守る**」ことを最優先に取り組むこととしました。

そこで4月1日以降、新年度については、以下のような暫定的なスローガンと各支部地区での取り組みを進めることを理事会で緊急決議いたしました。

◆スローガン～今こそ会員訪問で互いに声をかけ合おう!

- ・岩手の企業を「一社もつぶさない、つぶさせない」
- ・経営者も社員も「決して一人にしない、させない」

◆支部地区での取り組み～大人数での例会開催が難しい分、網の目のような丁寧な会員訪問や数名での任意の会合などで、情報交換、声かけ、協同での仕事づくり、雇用の保持など同友会だからできる連携を

(田村満代表理事からのメッセージ)

「自社の真の経営課題に気づく場が支部地区の例会。そしてその課題解決の場が同友会の様々な活動と言われています。でも今は各地で支部例会が開けない状況です。

支部例会開催が難しくとも、それこそチャンスです。同友会には様々な業種業界の方々がおいでになります。中には入会30年というベテランもおいでになります。400名の会員一人ひとりを訪問するだけでも、様々な気づきを得ることができまるのが同友会です。例会を開くことが目的ではなく、気づくことが目的ですので、どんな方法からでも学ぶことができます。むしろそうしたことにじっくりと取り組めるチャンスではないかと思えます。

※4月以降、今後については、過去の報告や音声を用いてのアーカイブス例会やZoomを活用しての中継などで、皆さんがそれぞれの時間で参加できる機会をご用意します。
また景況アンケートの意見も活かし、ご要望に対応できるよう準備を進めます。

※各支部地区での役職についても同様に、それぞれの総会まで継続とします。

②政策金融公庫、労働局からのメッセージ（緊急特別例会、施策説明会より）

3月24日の緊急例会第1部では、「今後の資金と雇用をどうするか」をテーマに施策、制度の説明会も開催されました。

当日は日本政策金融公庫盛岡支店から中小企業事業統轄、出穂洋一郎氏に直々にお越しいただきましたが「困っている中小企業を全力で支援する。まず窓口でも電話でもいい、相談をしてほしい」と話しいただきました。

◆**資金についても、雇用についても、最大限の支援策が用意されています。**
まだ内容は未定ですが、本日（28日）の安倍首相の会見でも、民間金融機関での実質無金利での融資が検討されている旨発表されました。
ご相談がありましたら直接公庫、労働局、また、どのように相談していいか
ご不安な方は、どんな内容でも、お気軽に事務局までお電話ください。

岩手同友会事務局 TEL019-626-4477

③緊急特別例会でのミニ報告の要旨（抜粋）

岩手同友会の ホームページで当日の映像を公開しています。
タイムリーな、今必要としている対応が声で紹介されています。

ぜひご覧ください。岩手同友会ホームページ <http://iwate.doyu.jp/>

（株）八木澤商店 代表取締役 河野通洋氏

今は踏ん張り時。ぐっと実を縮めて、いざコロナが収束したときにドンといけるように準備をしておくこと。コロナの影響はもう長く続くことはわかっています。間違いなくリーマン以上の影響があります。

うちは関係ないと思っている方もおいでと思いますが、決して甘く見ない方がいいと思います。でも経営者が白旗をあげさえしなければ、会社は絶対につぶれません・・・

大切なのはその後です。反撃ののろしをいつあげるか。どのタイミングで、どんな武器でのろしをあげるのか。それを準備し決めるのが経営者ではないでしょうか・・・

**「一社もつぶさない。つぶさせない。必ず企業も社員も守れます。」
私たち企業家が連帯の力で社員を守り、地域を支えて参りましょう！**

【お問い合わせ】 岩手県小企業家同友会事務局

TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644

e-mail info@iwate.doyu.jp

岩手県中小企業家同友会 新型コロナウイルス関連情報・施策等について【第9報】

◆岩手同友会主催◆ですが、会員外の皆さまも大歓迎！

こちらからどうぞ。<http://iwate.doyu.jp> (岩手同友会HP)

新型コロナ関連・金融、雇用対策説明会 & 緊急特別例会のお知らせ

(第1部のみ Zoomでのオンライン中継あり・15時～16時のみ)

日時 **3月24日(火曜日) 15時00分～18時00分**

会場 **岩手酒類卸ビル4F (盛岡市肴町4-5)**

皆さまにはコロナ関連の影響で事業にも大きく影響が出始めておられるところと存じます。そこで、今後長く続くであろう経営への影響をどのように最小限にするか、資金と雇用の面を連帯の力でどのように乗り切るかを皆さまと考えたいと思います。

当日は第一部金融・雇用対策説明会のみですが、Zoomミーティングでオンライン中継をいたします。

※こちらからの一方向の中継です。15時～16時までの前半部分のみとなりますことご了承ください。

e.doyuでご参加のご意向をいただいた方には、当日ご招待メールでIDとパスワードをお送りします。

第一部 今後の資金と雇用をどうするか(説明会)

[15時00分～16時30分]

① 国や県の具体的な施策について (15時00分～16時00分)

(1) 金融に関する国の支援施策について (日本政策金融公庫)

※緊急特別融資、特別貸付等

(2) 雇用の維持に関する国の施策について (岩手労働局)

・雇用調整助成金の内容、ご相談窓口

・小学校休業等対応助成金

・時間外労働等改善助成金 など

(3) 県等の支援施策について

(4) 他様々な企業と雇用を守る施策、窓口について

↑
Zoom
中継はこの間のみ
↓

② 現場からのアドバイス (16時00分～16時30分)

(5) 企業として、経営者として今やるべきこと

社会保険労務士からの専門家アドバイス

第二部 「皆さん、今後の会社、事業への影響に不安はありませんか？」

～現状を語りあい、こんなときにこそ連帯の力で乗り切ろう！

[16時30分～18時00分]

第2部では皆さんに会社や業界の現状や、取引関連で出ている問題点、課題を出し合っていただき、お互いに対応策を出し合い、少しでも今後の事業

経営への不安を払拭できればと存じます。
また連帯、協力できることは何か、共に考えて参りたいと存じます。
東日本大震災時にも、本音で語り合い知恵を出し合うことで、危機に向き合うことができました。こんな時にこそ、同友会の会員外の方もぜひお声をいただき、知恵を出し合い、連帯を。皆さまのお越しを心よりお待ち申し上げます。

※会場を口の字で大きくとります。消毒液の準備、マスク着用など参加の際にはご協力いただくこともございますが、どうかこのような環境下ですので宜しく願い申し上げます。

2020新入社員合同入社式・一泊研修会について

皆さまからお問い合わせいただいております入社式、研修会ですが、以下の通りの考え方で対応いたします。

★合同入社式については、予定通り開催いたします★

- ・開会時間を当初より1時間繰り上げし、13時00分からの開会とします。
12時45分 開場（開場時間は15分前からとなります。）
※入場前には手洗い、消毒液の使用を徹底させていただきます。
また全員マスクの着用をお願いします。（全員分ご用意しています）
- 13時00分 入社式開会
- 13時40分 記念講演（神戸大学名誉教授・二宮厚美氏）
- 15時00分 写真撮影 入社式閉会
- 15時30分 社会人のマナー基礎編・特別講座／無料・マナーブック付
※希望者のみ。座学での学習会です。本来翌日から1泊で行われる内容を、ポイントを絞り特別にどなたでも参加できるようにします。
- 16時50分 特別講座閉会

開催にあたっては、一人ひとりの席間の確保など、最大限の予防策をとり十二分に対策を講じた上で開催します。

★一泊研修会については、5月の連休以降に開催を延期します★

5月の連休明け11日の週に1泊2日で予定していた研修内容で開催いたしますが、流動的な部分もあり、状況を総合的に判断しながら日程を確定させていただきます。岩手県内での感染が出ていない（本日現在）状況で、判断は非常に迷うものがありました。気を遣いながらの研修ではなかなか身に入らないと思われまので、新入社員一人ひとりの未来と、健康への配慮を鑑みた上で、4月開催は延期させていただきます。状況の回復を待ちたいと思います。
なお、ご質問やお問い合わせはお気軽に事務局までお願いします。

・・・地域の企業を・・・

「一社もつぶさない。つぶさせない。必ず企業も社員も守れます。」
私たち企業家が連帯の力で社員を守り、地域を支えて参りましょう！

【お問い合わせ】 岩手県小企業家同友会事務局
TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644
e-mail info@iwate.doyu.jp

岩手県中小企業家同友会 新型コロナウイルス関連情報・施策等について【第8報】

★緊急対応策の第2弾が政府から発表になりました。中小企業関連のものに絞って、そのポイントをご案内します。(これから出るものも含めてご案内します)★

【資金繰り対策】(まだ詳細は出ていません。今週末から来週初めに発動)

	内 容	条 件
3階建て	【新設】 危機関連保証・特別発動 今週中予定 一般保証・セーフティネット保証と別枠2.8億円	→売上高 ▲15%
2階建て	・【既】セーフティネット4号（全事業所）・・・・・・・・	→売上高 ▲20%
	・【既】セーフティネット5号（業種限定）・・・・・・・・	→売上高 ▲5%
	【新設】 政策金融公庫・特別貸付 来週始め （国民事業・別枠6,000万円・▲0.9%金利下） 実質・中小0.21%/国民0.46%	→売上高 ▲5%
	・特別利子補給制度（上記に加え）・・・・・・・・ ※特別貸付を利用した中小企業3年上限利子補給 つまり、実質ゼロただし条件あり →→→	→個人事業要件なし →小規模・▲15% →中規模・▲20%
	【新設】 商工中金等・日本政策投資銀行も上記 同様に特別貸付実施 詳細は来週始め	詳細未定
1階建て	【新設】 マル経拡充（無担保無保証人） 来週始め （小規模事業者・別枠1,000万円・▲0.9%金利下） 実質・0.31%	
	★自治体／市町村の利子補給を活用（1%程度）	（それぞれ）
1階建て	・マル経などの一般枠(一般保証)	

上記は、昨日出た第2弾の緊急対策を含んだものです。(岩手同友会菊田まとめ)

ポイントは「危機関連保証枠」が2018年の創設以来、初めて発動されることです。政府関連の金融支援策は3階建て構造になっています。

なかでも、危機関連保証は、リーマンショック時にはセーフティネット5号の条件緩和で1200種にも及ぶ業種対象で、使い勝手が悪かったため、新たに創設されたもので、国全体が今回のような大規模な経済危機下等に置

かれた時に特別に発動される緊急対策です。以前からある制度の初の特別発動ですので、制度の内容はホームページで確認してください。

(まだホームページ内容は制度ができた当時のままですが。)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm

利用するときは必ず、本社登録所在地の自治体（市町村）で売上条件を確認してもらうことが必要となります。

売上高の減少度合いによって、どの制度を使うかを、公庫さんと相談しながら進めることとなります。条件が整えばそれぞれの制度を分割して利用するなど、これまでの融資と別枠で借入をすることが可能です。

また公庫の特別貸付を利用した場合に限り、利子補給を受けることができ、これが実質金利ゼロの条件となります。(政府発表の「ゼロ」に注意してください。様々なアンテナを張って情報をつかみ、使える施策をうまく使わないと、そう簡単にはいきません)

市町村でも利子補給制度を有しているところは多く、様々な可能性を模索しながら、「合わせ技」も含めて進めることが重要です。

併せて、既に被災地等で2重ローンになっている場合は、特に慎重な対応が必要です。岩手県中小企業再生支援協議会等と相談し、事業計画を練り直すことで、様々な公的支援期間や金融機関との交渉がうまく進む場合もあります。諦めることなく、ぜひご相談ください。「大丈夫。企業も雇用も守れます。」(各機関におつなぎします。ご安心ください)

【雇用の維持について】

最大限の施策が出ています。全業種が対象になっています。

【新設】 新型コロナ小学校休業等対策助成金

小学校等（特別支援学校全学年、児童クラブ、幼稚園、保育所含）がコロナ対策で臨時休校になった場合、その学校に通う子どもの保護者である労働者に、年次有給休暇と別途有給休暇を取得させた企業に助成金を創設

★支給額10/10（休暇中に払った賃金相当額/一日8,330円支払い上限）

また、雇用調整助成金については、全業種対象、4月入社の新入社員にまで適用拡大、計画書の事後提出、遡及して（繰り上げて）の適用など、ほぼコロナの影響で売り上げが減少している企業のほとんどが使うことができます。

岩手労働局の窓口では、「丁寧に対応します」とお話いただいています。ぜひまずはご相談ください。

**「一社もつぶさない。つぶさせない。必ず企業も社員も守れます。」
私たち企業家が連帯の力で社員を守り、地域を支えて参りましょう！**

【お問い合わせ】 岩手県小企業家同友会事務局

TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644

e-mail info@iwate.doyu.jp

岩手県中小企業家同友会 新型コロナウイルス関連情報・施策等について【第7報】

新型コロナウイルスで大きな影響を受けている企業に対し、以下3点のポイントをご提起します。

- (1) 向こう2カ月間の資金収支見込を経営者が即時につかむこと。
下記の7つの簡単な手法で説得力のある向こう2カ月間の資金ショート額を、即座に算定できます。
- (2) 打てる手立ては、即、尽くすこと。金融機関への対応など9つの手立て
- (3) 銀行には、毎月の借入元金支払猶予での止血策と新規融資の両策を検討してもらうこと。まずは「止血」する。

資金収支見込の把握の計算式(7つの手法) ※ぜひすぐ当てはめてみてください

(1) 向こう2カ月間の資金収支見込を即時につかむ

- ① 預金残高を概算で把握、
- ② 月平均の(人件費+物件費=固定費)を把握、
- ③ ①÷②=手元預金の対粗利益額比率を算定
(通常は、一カ月分は下限、二カ月分は良好、三カ月分は優良で、コロナ禍で売上が激減すると、三カ月分でも危険です)、
- ④ 向こう二カ月間の粗利益額の予想額算定
= (月商-月仕入・材料費・外注費=月粗利益額) × 二カ月分、
- ⑤ 運転資金の収支予想額
= 向こう二カ月間の売掛金回収可能額+在庫換金削減可能額
- 買掛金・支払手形等の要支払額、
- ⑥ 向こう二カ月間の借入金等の要返済額、
- ⑦ 向こう二カ月間の資金収支計算：
① - (②×2) + ④ + ⑤ - ⑥ = 二カ月後の預金残高予想額

(2) 打てる手立ては、即、尽くしましょう!(9つの手立て)

- ⑧ 以上の概算値をはじき、銀行へ証書借入金の元金停止策と新規融資策を相談
- ⑨ 返済期間のない当座貸越枠活用・5年後一括返済借入金制度等の相談、
- ⑩ 役員報酬は、生活費必要額の1.5倍まで削減、
- ⑪ 不要不急の資産の早期処分換金、

- ⑫支払いサイトを延ばすお願いが可能な取引先に相談（十日間の支払いサイト延期で、月払いの三割近くの真水資金を確保できます）、
- ⑬雇用調整助成金等の手続き、
- ⑭上記の手立てでも資金ショートならば、新規借入増を銀行と保証協会へ依頼、
- ⑮給与カットは厳禁、リストラは最終策です。そうならないよう社員の協力を得ましょう。
- ⑯信販キャッシング・闇金・融通手形等は厳禁、
- ⑰友人・知人・親戚等からお金を借りまくることも避けましょう

農林漁業者等向け新型コロナウイルス感染症に係る特例措置について

日本政策金融公庫が、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた農林漁業者等を対象に3月10日付で農林漁業セーフティネット資金等の特例措置の取扱いを開始しました。

◆対象 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方

◆具体的な措置内容

①貸付金用途の追加

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあることを追加

②融資限度額の引き上げ〔括弧内は現行の取扱い〕

一般：1,200万円〔600万円〕

特認 ※：年間経営費等の12分の12〔同12分の6〕

※簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

◆農業者等向け特例措置内容

①金利負担軽減措置

公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります

②実質無担保措置 実質無担保（※）となります。 ※担保は融資対象物件に限る貸付け

◆林業者向け特例措置内容

①金利負担軽減措置

全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、融資当初10年間の実質無利子となります

②実質無担保措置 実質無担保（※）となります。 ※担保は融資対象物件に限る貸付け

**「一社もつぶさない。つぶさせない。必ず企業も社員も守れます。」
私たち企業家が連帯の力で社員を守り、地域を支えて参りましょう！**

【お問い合わせ】 岩手県小企業家同友会事務局

TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644

e-mail info@iwate.doyu.jp

岩手県中小企業家同友会 新型コロナウイルス関連情報・施策等について【第6報】

これまでの経過、緊急調査を踏まえ、現状を整理し、今後経営判断において何が必要か、またその対応について考えます。
岩手同友会では東日本大震災時の経験から、以下のような内容を確認してきました。

①現状について(どのように捉えるか)

これまでアメリカのトランプ政権誕生後、世界の潮流は環境問題や気候変動、また難民問題にはじまる貧富の差の拡大や対立構造の激化など、様々な分断が経済偏重の社会の中で浮き彫りになってきていました。

日本も同様にそうした豊かさの中に埋もれ、人々の暮らしに大きな格差が出始めていたことに気づかず、地方においては人口減、少子高齢、そして都市部への人口集中など、何となく「生きにくさ」や将来への不安を感じながらも、見過ごしながらここまで来てしまったと思います。

同時に地域では、東日本大震災から9年が経過しながらも、復興は道半ばで、むしろ売上の戻らない状況、人口流出が続く中、いよいよもって閉塞感の中から新たな事業の芽を模索し始めた、そんな環境下でした。

この度の新型コロナの影響は、そうした重たい空気の中で起きた、予想のし得ないものでした。特にオリンピックを迎える雰囲気の中では、よりその重さを軽視する状況が初期段階ではあり、今のような社会全体が停止してしまうような状況が起きるとは誰も感じることなく、あったのではないのでしょうか。

②どのような対応が必要か

(1)組織全体としてやるべきこと

私たちには、東日本大震災時の緊急対応と、その後これまで復興してきた経験があります。その経験をフルに生かしていくことが必要です。現在、以下のような順番で対応をしています。

- 1) 企業の現状(問題と課題)を把握し、現状での必要な対応策を掴む
- 2) 「企業は必ず守れる、雇用と資金については施策が必ず出るので安心して欲しい」との明確なメッセージを発信、具体的施策のスピード配信
- 3) 企業、同友会、行政それぞれの緊急対応、それぞれに必要な要請について整理
- 4) 実際に関係機関との交渉、可能な限り企業も行政も金融も一にし地域を挙げて中小企業の支えとなる場を提起、実際の取り組みに
※場合によっては専門家を交えての雇調金の申請計画書づくりなどの学習会開催
- 5) 経営者として、社員を安心させることと、経営指針、事業計画の抜本的な見直しについて着手を促す(情報提供と学ぶ場づくり)
- 6) 企業の財務状況と今後の事業の見通しにより、資金繰り、状況によっては元本返済凍結(利息のみの返済の要請)、リスク等の提案(考え方の提案)
- 7) 会員同士が抱える悩みや課題、情報を出し合える場づくり

(2)企業としてやるべきこと [ぜひチェック!!]

- 不安な思いをしている社員へ、まずは安心を(現状をきちんと話し展望を)
- 情報の正確な把握と、自社の3か月先までの資金繰りの現況を正確に掴む

- 一年先までの業界や地域の状況を予測、その中でも自社の事業計画と資金計画の変更（抜本的な見直し）、資金計画の立案
 - ・人件費以外の固定費を徹底して下げる努力
 - ・どうすれば、このような中で付加価値（売上増は至難）を創出
 - ※これらを社内あげて考え、一致結束して取り組む風土を
- 急激な売り上げの落ち込みが予見される場合は、返済猶予や元本返済凍結、借り入れの同時進行で（企業を守るための最大限の措置を）
 - ・雇用調整助成金の活用
 - ・緊急融資（セーフティーネット4号・5号）
 - ・特別融資 ※金利がゼロの状況下では、借り入れを最大限に(ストック)
- 今後経済の停滞は長く続く（一年以上）ことを前提に、自社の扱う商品や顧客の見直し、新たな市場開拓なども含めた構想を（社員と社内でも共有）また連携による事業創造を模索（長期的な視点）

③今後の展望をどう考えるか～事業定義の抜本の見直しを

楽観的な見方は禁物。今後景気停滞は長く（一年以上）続くと見て、準備をしていく必要があります。もしかすると3年以上かかる、もしくはジリジリと益々後退、という可能性もあります。東日本大震災時にも、「5年でもとにもどる」と話していた地域経済が、9年が経過し街の建物の再生はできても、経済（企業）と人間の復興はまだです。

今回のコロナの影響は、もしかすると、私たちの経済社会偏重への人間への警鐘とも捉えられます。

事業の定義「何のために」を今こそ根本から見つめ直し、場合によっては事業定義の再構築を含めた思考が必要かもしれません。

同時に、これは私たちが60年もの歴史の中で育ててきた「経営者の経営責任」「共に学び・共に育つ」、「自主・民主・連帯」の精神など、積み重ねてきた学び合いの中にすべて含まれているものです。このような危機にこそ、幅広い人間的な知見と、深い洞察力が試されます。まさに今真価が問われているのだと思います。これは大震災での私たちの経験です。この機会に今一度、考えるきっかけになればと掲載させていただきます。

緊急特別例会～新型コロナの経営への影響と今後の事業対応

日時 3月24日（火） 15時00分～

会場 岩手酒類卸ビル会議室／ZOOMでのオンライン中継

内容・詳細、ネット・スマホでの参加方法は後日ご案内します。

今こそ経営の本質を学び直そう！～過去の同友会大学講義から

※こんな環境下でこそ、岩手ゆかりの講義から学び目線を広げる機会をつくります。まず3月12日15時大田堯氏（岡山社員教育全国交流会）ZOOMで配信予定。

**「一社もつぶさない。つぶさせない。必ず企業も社員も守れます。」
私たち企業家が連帯の力で社員を守り、地域を支えて参りましょう！**

【お問い合わせ】 岩手県小企業家同友会事務局

T E L 0 1 9 - 6 2 6 - 4 4 7 7 F A X 0 1 9 - 6 2 6 - 1 6 4 4

e-mail info@iwate.doyu.jp

岩手県中小企業家同友会
代表理事 田村 満
代表理事 鈴木 雅彦
代表理事 吉田ひさ子

新型コロナウイルス関連情報・施策等について【第5報】

日頃より大変お世話になっております。

みなさまには緊急調査へのご協力誠にありがとうございました。

お陰様にて3月5日の岩手日報一面での報道の通り企業の現状、今後の見通しが厳しい状況であることが明確に示すことができました。これからの行政関連の施策や対応、支援策が変化してくることを願いたいと思います。

今こそ私たち中小企業の底力を発揮するときです。地域の暮らしと経済の根幹を担う企業と雇用を守り、一致協力して踏ん張って参りましょう。

【国や県、金融機関の緊急対応について】

3月6日、本日時点で条件緩和、特例措置が発表されたもの

①雇用調整助成金の条件緩和（3/5発表）第二弾

2月28日の第一弾の緩和に引き続き、第二弾の緩和が発表になりました。

特長は、①条件として入社から雇用保険への加入6か月という要件がなくなったことと ②受給を以前に受けていても、1年が経過していなくとも構わないこと、併せて、過去の受給日数をカウントしない（支給限度額最大までOK）となったことです。

◎つまり、4月入社の新卒内定者も、対象にできる、と解釈できます。

また、厚生労働省の本省で確認したところ、自治体の自粛要請があつてすでに休業しているところは、①遡って助成金対象とする ②売上確認も必ずする。まだ窓口対応がそうになっていないなら、必ず本省で対応すると確認いただきました。つまり、休業を余儀なくされているところは、全適用になる、という解釈です。詳細は以下をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604077.pdf>

3月中旬（3月10日ごろ正式発表予定）に適用になる、との予告です。

岩手労働局相談窓口

職業対策課分室 助成金相談コーナー 019-606-3285

もし皆さまの中で、窓口での受け付けに手間取られることがありましたら、岩手同友会事務局までご連絡をいただければと存じます。

その際には、状況によって担当省庁に確認をいたしますのでお申し付けください。

岩手同友会事務局 019-626-4477

② 資金繰り支援（貸付・保証）（3/6修正発表）

セーフティネット5号の対象業種が、本日6日拡大されました。
見通しも含め、売上げ5%減少（見込み）の場合、信用保証協会80%、金融機関20%保証での別枠での緊急融資が受けられます。 ※例えば、**宿泊業や飲食業なども含まれました。**

セーフティネット保証4号・5号

◆4号：自治体からの要請に基づき、別枠（最大2.8億円）で100%保証。

4号は、突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

◆売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合、市町村の認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参の上、申し込みます。

◆5号：重大な影響が生じている業種に、別枠（4号と合算最大2.8億円）で80%保証。（売上高が前年同期比▲5%以上減少（見込み））

③ 昨日の岩手日報一面、緊急調査発表（3/5）を受け、 県（担当機関）や金融機関、商工関連団体の情報共有の場 が来週中に行われることが決まりました。

岩手からの声が、雇用調整助成金の条件緩和の大きな力になりました。

今後も皆さまの声を共有し、解決へ向けて全力で動いて参りたいと存じます。

皆さんの実状、現場での課題、お困りごとなど、どんなことでも結構です。その声を集約し国への政策要望を、全国協議会を通じ直接、国の担当部局に持参します。

どうぞ同友会事務局までお寄せ戴ければ幸いです。

**「一社もつぶさない。必ず企業も社員も守れます。」
私たち企業家が力を発揮し社員を守り、地域を支えて参りましょう！**

【お問い合わせ】

岩手県小企業家同友会事務局

住所：岩手県盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸ビル3F

TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644

e-mail info@iwate.doyu.jp

新型コロナウイルス「影響」94.7%

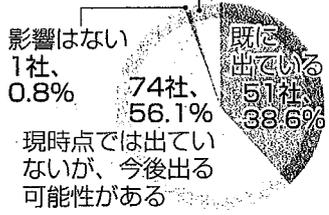
県中小企業家同友会 多業種に危機感 同友会調査

県中小企業家同友会(田村満代表理事)は新型コロナウイルスの経営への影響に関する緊急調査を行い、「既に出ている」「今後出る可能性がある」との回答が全体の94.7%に上った。展示会やイベント、出張の中止・延期や仕入れの支障を訴える声が目立ち、宿泊、飲食をはじめとするサービス業を中心に製造、建設、小売など影響は幅広い業種に及ぶ。県内で感染者が確認されていない段階で中小企業の強い危機感が浮き彫りとなり、支援策の実行は待ったなしだ。

【新型コロナウイルス関連記事】2、7、16、19、20、23、26、27面

調査は2月27日〜4日、同会の会員企業380社にファクス、メールで実施。

新型コロナウイルスの感染拡大の経営や業界への影響
分らない6社、4.5%



調査は2月27日〜4日、同会の会員企業380社にファクス、メールで実施。感染拡大の経営、業界への影響は「既に出ている」51社(38.6%)、「今後出る可能性がある」74社(56.1%)、「分らない」1社(0.8%)、「ない」1社(0.8%)だった。「既に出ている」と「今後出る可能性がある」の計125社のうち52社はサービス業。同業種で、影響がや購入の手控え、来店者の減少など今後の消費自粛への警戒感も高まっている。

対策(複数回答)は「出勤停止・時差出勤などへの早期対応」(生産・販売計画の見直し)、「運転資金の借入れ」(経営計画・事業計画の抜本的見直し)が20%超。企業が事態の長期化を見据えた対応に迫られていることがうかがえる。国は緊急の経済対策として、自然災害などで売り上げが急減した際に利用できる保証制度への新型コロナウイルスの追加や、雇用調整助成金の条件緩和を実施した。ただ同助成金の条件緩和については、サービス業者から「急に売り上げが減った実情と合わず使い勝手が悪く、東日本大震災のときのように、(実績でなく)減少の見込みでも利用できるようにしてほしい」との声が来ているという。

同会の菊田哲常任理事は「国や県には正しい情報提供と併せ、経営者に雇用と資金は心配しなくていいという明確なメッセージを示してほしい」としている。

月18日第3種郵便物認可) 第29696号 (日刊)

2020年(令和2年)
3月5日
木曜日

発行所
株式会社 岩手日報社
盛岡市内丸3番7号
郵便番号 020-8622
©岩手日報社2020

紙面へのご意見・ご質問、情報提供は…編集、NIE・読者部へ(平日9~17時)
▶電話 019 (654) 1208
▶ファクス 019 (653) 8206
✉dokusya@iwate-np.co.jp

岩手日報ホームページ
https://www.iwate-np.co.jp/



東日本大震災に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東日本大震災を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。(事業活動の縮小)
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

震災に伴う特例

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合
- ② ①に該当しない事業所であっても、上記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上(総事業量などに占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合
- ③ ②の事業所と一定規模以上(総事業量の2分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合

以上の場合は、最近3ヶ月ではなく最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。(平成23年6月16日までの間は、震災後1ヶ月の生産量などが減少する見込みでも対象となります。)

また、特例の支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給が可能となります。

更に、①の場合は、本来は事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます。

(平成23年6月16日まで)

 詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

岩手県中小企業家同友会
 代表理事 田村 満
 代表理事 鈴木 雅彦
 代表理事 吉田ひさ子

新型コロナウイルス関連情報・施策等の発表について【第2報】

日頃より大変お世話になっております。

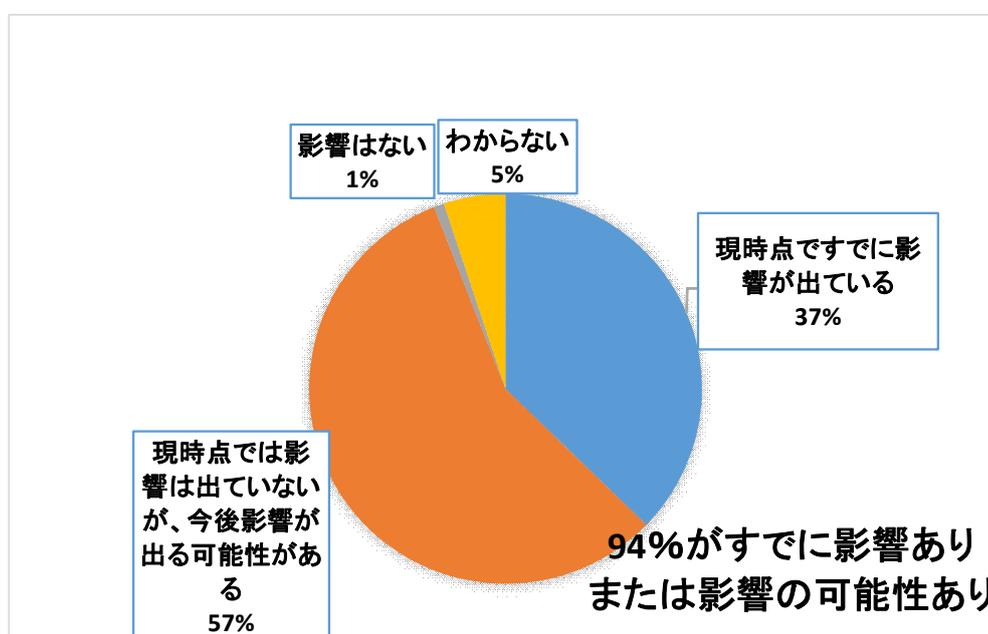
みなさまには緊急調査へのご協力誠にありがとうございます。

現状で120通ほどが寄せられていますが、早速国への要望を伝え、雇用調整助成金の条件緩和が行われました。(ホームページでは未発表)

今後も声を上げてまいります。ぜひ皆さまの現状をお知らせください。本日もマスコミ向けの中小企業の実際の声を発表予定です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1) 新型コロナウイルスの企業への影響について(岩手同友会・緊急調査 中間報告)

同友会会員企業の94%がすでに影響あり、または今後可能性ありと回答
 (ご回答がまだの方はぜひご協力ください・3分で回答が終わります)



他県の調査よりもかなり高率になっています。これは東日本大震災時の体験から今後の見通しの厳しさを体験しているからだと思われます。

最も大きい影響は、宿泊業を含むサービス関連、小売関連です。展示会やイベントの中止による売り上げ減少、インバウンド客の大幅な減少(ほとんどなし)により、日常のキャッシュフローの不足が経営に大きな影響を与える可能性があります。

またそうした環境下で操業・営業停止をせざるをえない企業もでてくるとみられ、今後の社員を守るための対策(雇用調整助成金の最大活用など)準備が急務です。

緊急調査のご返信がまだの方はご協力をお願いします。
(インターネットでもFAXでもOK)

2) 国や金融機関の緊急対応について

3月2日時点で条件緩和、特例措置が発表されたもの

①雇用調整助成金の条件緩和（2/28発表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09852.html

[現行の対象事業主の範囲]

日本・中国間の人々の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主

[拡大後の対象事業主の範囲]

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※これにより、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

岩手県相談窓口

職業対策課分室 助成金相談コーナー 019-606-3285

雇用環境・均等室（両立支援等助成金） 019-604-3010

② 資金繰り支援（貸付・保証）（3/2修正発表）

セーフティネット保証4号・5号

4号：自治体からの要請に基づき、別枠（最大2.8億円）で100%保証。

4号は、突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合、市町村の認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参の上、申し込みます。

5号：重大な影響が生じている業種に、別枠（最大2.8億円）で80%保証。

（売上高が前年同期比▲5%以上減少の場合）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09852.html

相談窓口 岩手県信用保証協会 019-654-1500

3) 岩手同友会 今後の行事について

3月5日 県北支部例会（岩手町での例会）・3月14日 合同企業説明会・企業展
3月17日 県南支部例会 は延期させていただきます。他支部地区行事については随時判断してまいります。

今後も様々な施策が出てまいります。必ず企業も社員も守れます。
私たち企業家が力を発揮し社員を守り、地域の暮らしを支えて参りましょう！

【お問い合わせ】

岩手県小企業家同友会事務局

住所：岩手県盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸ビル3F

TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644

e-mail info@iwate.doyu.jp

岩手県中小企業家同友会 新型コロナ関連・事業への影響に関する 緊急例会のご案内(24日に内容を変更延期)

テーマ

「皆さん、今後の会社、事業への影響に不安はありませんか？」
～現状を語りあい、こんなときにこそ連帯の力で乗り切ろう！～

問題提起(予定)※当日変更及び追加になる場合もあります。

(有)くらし建築工房 代表取締役 中村 喜一 氏
信幸プロテック(株) 取締役会長 村松 幸雄 氏
(株)東北ウエノ 代表取締役 鈴木 雅彦 氏

日時 **3月18日(水) 15:00～18:00**
会場 **岩手酒類卸ビル 会議室**
参加費 **500円(お茶代・資料代)**

昨年10月に消費税が10%となり、今月発表になったGDPは、6四半期ぶりにマイナスとなる、前期比年率-6.3%という結果に。
加えて先が見えない新型コロナウイルスの影響は、それぞれの業界でも発注の停止や、製造自体の目処が付かない状況が噴出。今後の企業活動に対する影響は計り知れません。そこで今回は皆さんに会社や業界の現状や、取引関連で出ている問題点、課題を出し合ってもらい、お互いに対応策を出し合い、少しでも今後の事業経営への不安を払拭できればと存じます。また連帯、協力できることは何か、共に考えて参りたいと存じます。
東日本大震災時にも、同友会は本音で語り合い知恵を出し合うことで、危機に向き合うことができました。こんなときにこそ集い、知恵を出し合い、連帯を。皆さまのお越しを心よりお待ちしております。

出欠連絡

出席 欠席 します

会社名・組織名

お名前

◆お申し込み・問い合わせは・・・

岩手県中小企業家同友会 TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644

岩手県中小企業家同友会
 代表理事 田村 満
 代表理事 鈴木 雅彦
 代表理事 吉田ひさ子

新型コロナウイルス感染症拡大に関する今後の対応について

日頃より大変お世話になっております。

ご承知の通り各地で新型コロナウイルスの影響が様々出始めており皆さまにおかれましても、日常の事業に支障が出られているところも多々あるものとお察し申し上げます。

代表理事、事務局長で緊急の話し合いを行い、今後の行事等の対応について以下のように対応させていただくことにいたしました。

ご予約いただいております皆さまには大変申し訳ございませんが、このような緊急事態であることを考慮いただき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

1) 新型コロナウイルスの感染状況、現状について

以下厚労省のホームページから抜粋

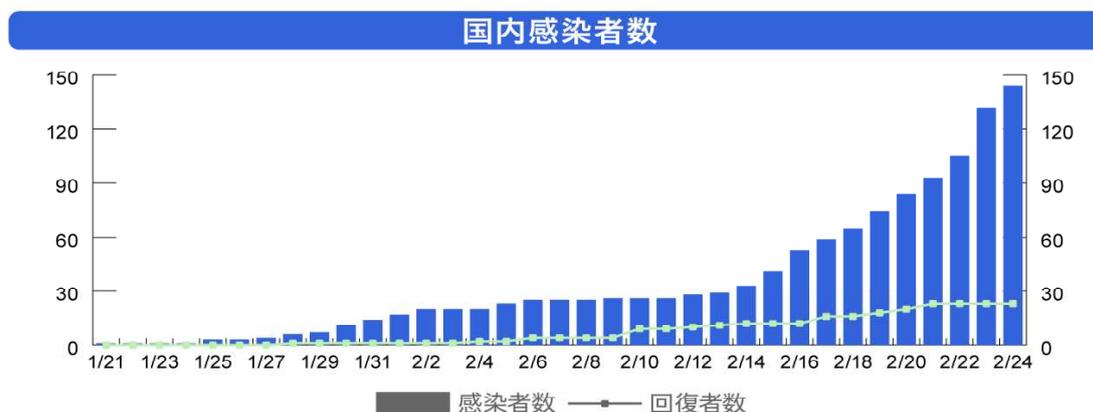
2019年12月初旬には、中国の武漢で第1例目の感染者が公式に報告されていますが、武漢の封鎖は2020年1月23日でした。したがって、その間、武漢と日本の間では多数の人々の往来があり、そのなかにはこのウイルスに感染していた人がいたと考えられます。

既に、国内の複数の地域から、いつ、どこで、誰から感染したかわからない感染例が報告されてきており、国内の感染が急速に拡大しかねない状況にあります。したがって、中国の一部地域への渡航歴に関わらず、一層の警戒が必要な状況になってきました。

このウイルスの特徴として、現在、感染を拡大させるリスクが高いのは、対面で人々との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられます。我々が最も懸念していることは、こうした環境での感染を通じ、一人の人から多数の人に感染するような事態が、様々な場所です、続けて起きることです。

感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられます。**そのためには、これから1-2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。**仮に感染の拡大が急速に進むと、患者数の爆発的な増加、医療従事者への感染リスクの増大、医療提供体制の破綻が起これば、社会・経済活動の混乱なども深刻化する恐れがあります。

これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことです。



厚労省発表による患者数（yahoo特設ページより掲載／転用お控えください）

2) 岩手同友会としての対応について

現状では東北各県で罹患された方はありませんが、この数日で大きく感染者が増えている西日本や首都圏での状況を鑑み、**25日～28日までの行事については極力開催を控えていただくよう**お願い申し上げます。休止もしくは延期のご対応をお願い申し上げます。この数日で急激に情勢が変化しており、様子を見る必要があると判断されるためです。

開催が必要と判断した場合は、マスクの着用や咳エチケットを守ること、極力グループ討論などの時間を控えるなど、最大限のご対応をお願い申し上げます。※

また、その後の3月の行事予定については、この一週間の状況を踏まえ、早急に（今週中に）判断をいたします。

※例会等を開催する場合は、以下の内容を踏まえご対応ください。

1. 開催の可否は支部地区長、委員長と担当事務局で入念な打ち合わせを行い、決定してください。開催可能と判断した場合でも、会場を広くとり、向かい合わせの席の設置を避ける、報告だけで終了するなどの対応を検討ください。また懇親会は極力控えていただくようお願い申し上げます。
2. 事務局でマスクをご準備していますので、全員着用をお願いします。
3. 手指のアルコール消毒の徹底と可能な限りマイク等の使用をさけてください。使用する場合はアルコール消毒を必ず行い、報告者のみの使用としてください。

3) 各社の今後の対応について（お願い）

今後感染拡大がどうなるか、瀬戸際とも言われています。

仮に経営者が罹患した場合、経営判断にも影響を及ぼす事態となりかねませんし、社内に広がることは、大きな経営リスクにもつながります。仮に先に伸ばすことができるご出張や緊急性を要しない会合については、前述のような意味からも、極力お控えになることをお勧めします。

また既に、部品納入の時期が不明になった、製品の注文を受け付けていない、という業種も出てきています。今後半年先から一年先を見越した資金手当、計画の見直しなど早急に対策を検討し、社内での情報共有を進めるなど、万全の準備を整えください。

4) 外部の方々を迎えての行事、4月以降の行事について

◇3月14日の合同企業説明会、企業展について

リクルートをはじめ、大手が軒並み説明会の延期を表明しています。現状では中止、延期の判断はいたしておりませんが、上記同様今週の状況の変化を踏まえ、3月1日には判断をいたします。

◇4月1日～3日の合同入社式、新入社員一泊研修会について

現状では日程は変更せず開催する予定ですが、4月2日、3日の一泊研修会は会場を変更し開催予定です。

盛岡市内のオートホテルを会場に、全員シングルルームをご準備し、最大限の配慮を施した上で予定通り開催予定です。しかしながらこちらも情勢の変化により延期の可能性もあることをご承知おきください。（中止の予定はございません。短縮や別の開催方法も含め、開催を検討します。）

◇4月27日の第30回定時総会について

日程、内容共に変更せず開催予定ですが、相当な感染拡大が見られた場合は、議事の承認のみになる場合もあることをご承知おきください。

5) 事務局員の今後の対応について

岩手同友会400名の会員一人ひとりの皆さんの命を守る砦としての同友会事務局は東日本大震災でも、大きな役割を果たしてきました。企業存続に責任を持つ経営者として、また社員を守る立場にある企業家として、会員一人ひとりの拠り所となる事務局が落ち着いて皆さまをお迎えし、情報を集約発信できることは、とりわけ重要なことです。

3名の事務局員が健康で、十分なエネルギーを持って対応できる体制を整えられるよう皆さまのご協力をお願い申し上げます。

6) 金融・行政機関の対応窓口、情報について

【金融機関】

「新型コロナウイルスによる肺炎（COVID-19）」に関する経営相談窓口

◇岩手銀行（全店窓口） 岩手銀行法人戦略部 照井 TEL:019-624-7017

◇北日本銀行（全店窓口） 経営企画部（担当：小野寺、菅原） TEL：019-601-7046

◇東北銀行（全店窓口） 経営企画部（担当：根本） TEL：019-651-6161

◇政策金融公庫

盛岡／国民生活事業 019-623-4376／農林水産事業 019-653-5121

／中小企業事業 019-623-6125

一関／国民生活事業 0191-23-4157

◇岩手県信用保証協会

・企業支援部（盛岡市長田町6-2 アバンサール・i）フリーダイヤル 0120-972-150

・本所営業部（盛岡市長田町6-2 アバンサール・i）TEL. 019-654-1501、1502

・釜石支所（釜石市上中島町一丁目3-11）TEL. 0193-27-8361

・一関支所（一関市大町7-14）TEL. 0191-23-2533

・宮古支所（宮古市西町二丁目2-3）TEL. 0193-62-2700

・大船渡支所（大船渡市盛町字宇津野沢8-5）TEL. 0192-27-1224

・二戸支所（二戸市福岡字八幡下59番地6）TEL. 0195-23-4115

・奥州支所（奥州市水沢東大通一丁目2-3）TEL. 0197-25-3171

【岩手県】

帰国者・接触者相談のみ。まだ企業向け相談窓口は開設されていません。

東日本大震災発災時にも、緊急時にこそいち早く情報を共有し励まし合い、私たち企業家が力を発揮し、社員を守り、中小企業の存在が地域の暮らしを支えました。ぜひともこの難局を同友の力で乗り切り、次なる飛躍への一歩へ変えていきましょう！

【お問い合わせ】

岩手県小企業家同友会事務局

住所：岩手県盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸ビル3F

TEL 019-626-4477 FAX 019-626-1644

e-mail info@iwate.doyu.jp